第三条第三号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち」に改め、「国家公務員等共済組合法（」の下に「昭和三十三年法律第百二十八号。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第三条第四号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち」に改め、「地方公務員等共済組合法（」の下に「昭和三十七年法律第百五十二号。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第三条第五号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち」に改め、「私立学校教職員共済組合法（」の下に「昭和二十八年法律第二百四十五号。」を加え、「同法」を「旧私立学校教職員共済組合法」に改める。

第四条中「国家公務員共済組合法」の下に「（昭和三十三年法律第百二十八号）」を加える。

第四条の三ただし書を削る。

第四条の四第三号から第五号までを削る。

第四条の四の二第一項第九号中「附則第八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項第十九号中「（昭和二十九年政令第百十号）」を削り、同項第二十二号中「及び第十一条の七の四（同条第一号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する場合を含む。）に限る。）」を削り、同項第二十三号中「及び第二十五条の六（同条第一号に係る部分に限る。）」を削り、同項第二十五号中「、第二十一条の二第一項及び第二十六条の二第一項及び第四項」を削る。

第四条の四の三の見出しを「（公的年金被保険者総数の算定方法）」に改め、同条中「公的年金被保険者等総数」を「公的年金被保険者総数」に改め、同条第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員及び加入者」を「厚生年金保険法の被保険者」に改める。

第五条の三第一項第六号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第六条の五第一項第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金」に改め、同項第六号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第二項第一号ロ中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金」に改め、同項第五号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第十一条の二第一号及び第二号中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に改め、同条第三号中「各被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に改める。

第十一条の四の前の見出し並びに同条第一項及び第四項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第五項中「第四項」を「前項」に、「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第六項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

第十一条の五第一項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、「とき」の下に「（次項第一号に掲げる場合を除く。）」を、「満たない額」の下に「から当該年度における年金特別会計の基礎年金勘定において生じた運用収入の額（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十四条第一項及び第二項の規定による年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定からの繰入金並びに実施機関たる共済組合等が納付した基礎年金拠出金から生じたものに限る。）に当該実施機関たる共済組合等に係る拠出金按分率を乗じて得た額（次項において「調整額」という。）を控除した額」を加え、同条第二項中「年金保険者たる共済組合等が前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額を超えるときは」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ」に、「その超える額」を「当該各号に定める額」に、「当該年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同項に次の各号を加える。

一　実施機関たる共済組合等が前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額に満たない場合であつて、その満たない額から調整額を控除した額が零を下回るとき　調整額からその満たない額を控除した額

二　実施機関たる共済組合等が前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額を超えるとき　その超える額に調整額を加えた額

第十一条の五第三項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

第十一条の六中「地方公務員共済組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「地方公務員等共済組合法第二条第一項第五号に規定する給料の額を基礎として計算した額の総額と同項第六号に規定する期末手当等の額の総額との合計額（以下この条において「給料等総額」という。）を「厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」という。）の総額に、「係る給料等総額」を「係る標準報酬の総額」に、「すべての」を「全ての指定都市職員共済組合、」に改める。

第十二条を削り、第十二条の二を第十二条とする。

第十二条の三の見出しを「（法附則第九条の二の二第一項の政令で定める者）」に改め、同条中「附則第九条の二の二第一項第一号」を「附則第九条の二の二第一項」に、「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に改め、同条を第十二条の二とする。

第十二条の四及び第十二条の五を削る。

第十二条の六第一項中「次に」を「厚生年金保険法附則第八条の二各項の表の下欄に」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「二以上の被用者年金各法による老齢厚生年金又は退職共済年金（以下この項において「老齢厚生年金等」という。）の受給資格期間を満たしている」を「厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者である」に、「同条第四項」を「法附則第九条の二の二第四項」に、「老齢厚生年金等ごと」を「厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間（以下この項において「一の期間」という。）に基づく老齢厚生年金ごと」に、「規定する率に」を「掲げる率に」に、「規定する率をそれぞれ」を「掲げる率を」に改め、同項第一号中「老齢厚生年金等が次のイからニまで」を「一の期間に基づく老齢厚生年金がイ」に、「老齢厚生年金等に」を「一の期間に基づく老齢厚生年金に」に、「老齢厚生年金等がホからチまで」を「一の期間に基づく老齢厚生年金がロ」に改め、同号ロからニまでを削り、同号ホを同号ロとし、同号へからチまでを削り、同項第二号中「当該老齢厚生年金等」を「当該一の期間に基づく老齢厚生年金」に、「被用者年金各法」を「厚生年金保険」に改め、「、組合員又は加入者（以下この号において「被保険者等」という。）」を削り、「その者が受給資格期間を満たしている老齢厚生年金等」を「当該月数と厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する他の期間に基づく老齢厚生年金」に、「被保険者等であつた期間の総月数」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数」に改め、同条を第十二条の三とする。

第十二条の七を第十二条の四とする。

第十二条の八を削る。

第十四条第一号中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第二号中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第十四条の七中「基づき」を「基づく」に改め、同条第三号から第五号までを次のように改める。

三　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項若しくは第五項又は第三十七条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）